

- 児童自立生活援助事業者は、利用者（入居者及び入居者であった者をいう。以下同じ。）の国籍、信条、社会的身分又は入居に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

- 児童自立生活援助事業に従事する職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に規定する虐待等を行ってはならない。
- 児童自立生活援助事業者は、利用者の権利擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

## 2 人員について

- 児童自立生活援助事業者は、児童自立生活援助事業を行う住居（以下「児童自立生活援助事業所」という。）ごとに、指導員（主として児童自立生活援助に携わる者）及び管理者を置かなければならない。ただし、管理者は指導員が兼ねることができる。
- 指導員は、次のとおり配置する。
  - ・入居者の数が6までは、3人以上。ただし、指導員が2人以上である場合には、補助員（指導員を補助する者）をもってその他の指導員に代えることができる。
  - ・入居者の数が6を超えるときは、3に、入居者が6を超えて3又はその端数を超すごとに1を加えて得た人数以上。ただし、指導員の人数が、得た人数から1を減じた人数以上である場合には、補助員をもってその他の指導員に代えることができる。
- 指導員は、児童の自立支援に熱意を有し、①～④のいずれか及び⑤に該当する者をもって充てられるものとする。補助員は、⑤に該当する者とする。
  - ①児童指導員の資格を有する者
  - ②保育士の資格を有する者
  - ③児童福祉事業及び社会福祉事業に2年以上従事した者
  - ④上記に準ずる者として、都道府県知事が適当と認めた者
  - ⑤法第34条の15第1項各号に該当しない者

## 3 設備について

- 児童自立生活援助事業所は、入居者の日常生活に支障がないよう、必要な設備を有し、職員が入居者に対して適切に児童自立生活援助を行うことができる形態とする。
- 入居者の居室を設け、その面積は、1人あたり3.3平米以上とすること、1居室あたりおおむね2人までとすること、また、男子と女子は別室にすることとする。
- 食堂等入居者が相互交流することができる場所を有することとする。
- 保健衛生及び安全について配慮されたものでなければならないこととする。

## 4 運営について

### ① 相談・援助等

- 児童自立生活援助事業者は、利用者に対し、就労への取組姿勢や職場の対人関係等就労に関する相談に応じるなどの支援を行うとともに、職場開拓を行い、

安定した職業に就かせるための支援を行うものとする。

- 児童自立生活援助事業者は、利用者に対し、対人関係、健康管理、金銭管理、余暇活用及び食事等の家事に関する事その他自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な相談・指導・援助を行うものとする。
  - 児童自立生活援助事業者は、入居者の退所に際しては、適切な援助を行うとともに、福祉サービスを行う者や職場等関係者との連携に努め、入居者であった者に対する相談を行うものとする。
  - 児童自立生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴等の把握に努めるものとする。
- ② 衛生管理等
- 児童自立生活援助事業者は、入居者の使用する居室、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
  - 児童自立生活援助事業者は、児童自立生活援助事業所において感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- ③ 食事
- 児童自立生活援助事業者は、入居者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入居者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
  - 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入居者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- ④ 秘密保持等
- 児童自立生活援助事業に従事する職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
  - 児童自立生活援助事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- ⑤ 記録の整備等
- 児童自立生活援助事業所には、職員、財産、収支及び入居者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。
- ⑥ 苦情への対応等
- 児童自立生活援助事業者は、その行った児童自立生活援助に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
  - 児童自立生活援助事業者は、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって、職員以外の者を関与させなければならない。
  - 児童自立生活援助事業者は、自らその行う児童自立生活援助の質の評価を行うほか、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- ⑦ 都道府県知事の調査
- 児童自立生活援助事業者は、都道府県知事からの求めに応じ、入居者の状況

について、定期的に都道府県知事の調査を受けなければならないものとする。

⑧ 利用者負担

- 児童自立生活援助事業者は、児童自立生活援助の実施に要する費用のうち、食事の提供に要する費用及び居住に要する費用その他の日常生活で通常必要になるもので入居者に負担させることが適当と認められる費用については、入居者に負担させることができるものとする。
- 入居者に負担させることができる額は、運営規程に定めた額以下とし、あらかじめ入居者に知らせ、同意を得なければならない。また、当該額は、入居者の経済状況等に十分配慮した額としなければならない。

⑨ 金銭管理

- 児童自立生活援助事業者は、入居者の金銭管理を行う場合には、あらかじめ、運営規程に金銭管理の方法、記録の方法を定めておかなければならない。
- 児童自立生活援助事業者は、入居者が金銭管理を希望する場合には、あらかじめ定めた方法等を入居者に説明し、同意を得なければならない。
- 児童自立生活援助事業者は、金銭管理の記録について月に1回以上、入居者に知らせなければならない。

⑩ 支援体制の確保

- 児童自立生活援助事業者は、緊急時の対応等を含め、利用者の状況に応じた適切な児童自立生活援助を行うことができるよう、児童相談所、児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所、就労先、警察その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

⑪ 管理者の責務

- 児童自立生活援助事業所の管理者は、児童自立生活援助事業所の職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。
- 児童自立生活援助事業所の管理者は、児童自立生活援助事業所の職員にこの省令で定める規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

⑫ 運営規程

- 児童自立生活援助事業者は、児童自立生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業運営の重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

イ 事業の目的及び運営の方針

ロ 職員の職種、員数及び職務の内容

ハ 入居定員

ニ 児童自立生活援助の内容

ホ 入居者から受領する費用の種類及びその額

ヘ 金銭管理を行う場合には、その方法、記録の方法及び入居者への提示方法

ト 緊急時等における対応方法

チ 非常災害対策

リ 利用者の権利擁護、虐待の防止等を図るために必要な事項

ヌ 外部評価の実施状況等児童自立生活援助の質の向上のために図る措置の内容

ル その他運営に関する重要事項

⑬ 勤務体制の確保